

鹿児島市中小企業融資損失補償条例の一部改正（素案）の概要

1. 条例改正の目的

市中小企業融資損失補償条例に、回収納付金を受け取る権利の放棄等^{※1}に係る必要な事項を追加し、返済が困難な状況にある市の融資制度利用者で、破産・民事再生等に至る前に事業再生のため債権者から同意を得て、債務の減額等を行おうとする中小企業者等^{※2}の、迅速かつ円滑な事業再生を促します。

2. 損失補償のしくみと「回収納付金を受け取る権利」の放棄等の手続

市は、金融機関が中小企業者等に市融資制度の融資を行いやすくするため、本条例に基づき、公的な保証人として金融機関に対し中小企業者等の債務を肩代わりする鹿児島県信用保証協会（協会）の損失^{※3}を補償しています。

<本条例による損失補償のしくみ>

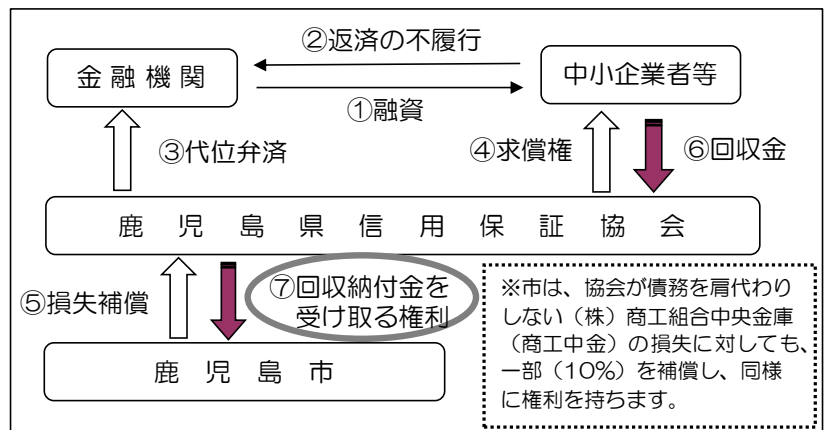
市融資制度で中小企業者等が、
①金融機関から融資を受け、
②返済の不履行となった場合、
③協会は金融機関に中小企業者等の債務を肩代わり（代位弁済）することにより、
④中小企業者等に対する債権（求償権）を取得します。

市は、協会に対し、

- ⑤代位弁済で発生した損失の一部（2～15%）を補償しており、
- ⑥協会が中小企業者等から得る回収金に対し、
- ⑦その一部を受け取る権利を持ちます。

<「回収納付金を受け取る権利」の放棄等の手続>

協会等が中小企業者等の求めに応じて求償権の放棄等^{※4}（債権の減額等）に同意する場合、この求償権等に回収納付金を受け取る権利が付随していることから、市はこの権利の放棄等を行う必要があります。そのためには、通常、議会の議決が必要です。



3. 条例改正のポイント

今回の条例改正では、中小企業者等が事業再生計画を策定し、その計画が地域経済の振興（中小企業者等の維持・発展）に資すると認められる場合に、市長が、協会等が行う求償権の放棄等を承認することで、これに付随する権利の放棄等を行い、議会に報告することとします。このことにより、以下の対応が可能となります。

(1) 機動的対応

中小企業者等の求めに応じて、金融機関・協会が債権放棄等を行うためには、原則、債権者全員の同意が必要です。求償権の放棄等の承認を迅速に行うことで、日数の経過による経営破綻の懸念を回避します。

(2) 匿名性の確保

議会の議決を経る場合、企業名の公表が原則となります。企業名の公表による信用低下や損害が生じた場合、事業再生の妨げになることから、市長の承認後、企業名を伏せて議会に報告することとし、そのことにより、円滑な事業再生を促します。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を含む災害への備え

中小企業者等の事業再生案件が同時に多数発生した場合でも、承認手続を随時行えるようにすることで、大規模災害等^{※5}のような非常事態に備えます。

4. 条例改正案の内容

(1)「求償権の放棄等の申出と承認の要件」の追加

- ・協会等は、求償権の放棄等を行おうとする場合は、市長に申し出ることとします。
- ・当該求償権の放棄等が、公的機関や公正・中立的な立場の第三者が策定を支援した次の事業再生計画^{※6}のいずれかに基づくものであり、かつ、その計画が地域経済の振興（中小企業者等の維持・発展）に資すると認めるときは、市長は求償権の放棄等を承認し、これに付随する回収納付金を受け取る権利の放棄等を行います。

【対象とする事業再生計画】

- ① (株)整理回収機構が策定を支援したもの
- ② 特定調停、または特定調停に係る事件に関し民事調停法の裁判所の決定に基づき策定されたもの
- ③ (株)地域経済活性化支援機構が再生支援決定したもの
- ④ (株)地域経済活性化支援機構が特定支援決定したもの（単純廃業を除く。）
- ⑤ 特定認証紛争解決手続で策定されたもの
- ⑥ 中小企業活性化協議会が策定を支援したもの
- ⑦ (独)中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合（中小企業再生ファンド）が策定を支援したもの
- ⑧ (独)中小企業基盤整備機構が策定を支援したもの
- ⑨ その他中小企業者等の事業再生計画であって規則で定めるもの
（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインまたは同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則に基づき策定したもの、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき策定したもの）

※令和4年1月に中小企業庁等が自治体に示した「首長が協会の求償権放棄等を承認することができる事業再生計画」のうち、東日本大震災の被災地域に係るものを除いたもの。

(2)「議会への報告」の追加

- ・市長は、条例に基づき回収納付金を受け取る権利の放棄等を行ったときは、議会に報告することとします。

5. 今後のスケジュール

- ・令和5年第2回市議会定例会（令和5年6月）に条例改正議案の提出
- ・令和5年7月1日施行（予定）

※1 権利の放棄等：

権利の放棄と和解（回収納付金のもととなる協会等の中小企業者等に対する債権が、返済順位の低い債権に転換されることに同意すること。）

※2 中小企業者等：

中小企業者、中小企業団体・商店街振興組合・商店街振興組合連合会とその構成員

※3 損失：

- ・協会が金融機関に対し中小企業者等の債務を肩代わり（代位弁済）することにより取得する中小企業者等に対する債権（求償権）で、代位弁済した日後1月を経過した時点で未回収であるもの。
- ・協会が債務を肩代わりしない(株)商工組合中央金庫の債権で、債務返済の最終履行期限の日後90日を経過した時点で未回収であるもの。

※4 求償権の放棄等：

前述の協会の求償権と、債務返済の最終履行期限の日後90日を経過した商工中金の債権について、放棄、不等価譲渡（中小企業再生ファンド等へ求償権等の金額に満たない額で譲渡するもの）、または資本的劣後債権への転換（他の債権よりも返済順位の低い債権に転換し、金融機関が企業の財務状況を判断するにあたり資本とみなせるものにする）を行うこと。

※5 大規模災害等：

新型コロナウイルスの感染症による影響や地震、台風・豪雨、火山噴火といった自然災害

※6 事業再生計画：

財務改善（資金繰りの安定化、過剰債務の軽減）や事業改善（収益力の向上・回復・改善）の内容、弁済計画を含む計画

【対象とする事業再生計画】についての用語の解説

(株)整理回収機構

法に基づき企業再生の業務を行う株式会社

特定調停

債務の返済ができなくなるおそれのある債務者（特定債務者）の経済的再生のため、裁判所の調停委員が、債務者と債権者の双方の意見を聴いたうえで返済方法の調整を行う手続

特定調停に係る事件に関する民事調停法の裁判所の決定

特定調停手続で解決する見込みがない場合に、裁判所が職権で行う決定

(株)地域経済活性化支援機構

法に基づき中小企業者等の事業の再生支援や、地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行う株式会社

再生支援決定

(株)地域経済活性化支援機構が有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の債務について、債権者（金融機関等）との調整により削減等を図る「再生支援」を決定すること

特定支援決定

(株)地域経済活性化支援機構が、過大な債務を負っている事業者の企業債務とその経営者の保証債務について、債権者（金融機関等）との調整により一体的に整理を図る「特定支援」を決定すること

特定認証紛争解決手続

経済産業大臣の認証を受け、訴訟手続によらずに事業再生に関する紛争の和解の仲介を行う特定認証紛争解決事業者が関与して、過大な債務を負った事業者と債権者（金融機関等）の間を調整する手続

中小企業活性化協議会

国が47都道府県の商工会議所内などに設置した公的機関。中小企業の経営改善、事業再生に向けた取組を支援する。

(独)中小企業基盤整備機構

国の中小企業政策の実施機関。経営相談、事業再生支援、資金支援などを行う。

投資事業有限責任組合（中小企業再生ファンド）

中小企業の中長期的な再生支援を目的とした資金供給等を行う、(独)中小企業基盤整備機構、民間の投資会社、金融機関等で構成される組合

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン又は同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

破産手続等の法的手続によらずに、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務者（個人事業主）との合意に基づき、債権者（金融機関等）が債務の減免を行うための自主的な準則（ルール）

中小企業の事業再生等に関するガイドライン

事業再生に関する基本的な考え方を示すほか、法的手続によらずに経営困難な状況にある債務者（中小企業者）との合意に基づき、債権者（金融機関等）が債務の減免等を行うための手続を、金融機関等による研究会が定めたもの